令和5年12月25日厚生労働省発社援1225第8号による一部改正後の内容で参考のため作成したものである。

厚生労働省発社援第 0331011 号 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日

第1次改正 平成20年7月8日

厚生労働省発社援第 0708018 号

第2次改正 平成21年8月21日

厚生労働省発社援 0821 第 2 号

第3次改正 平成22年1月28日

厚生労働省発社援 0128 第 5 号

第4次改正 平成22年4月19日

厚生労働省発社援 0419 第 5 号

第5次改正 平成23年4月1日

厚生労働省発社援0401第2号

第6次改正 平成24年4月6日

厚生労働省発社援 0406 第 1 号

第7次改正 平成25年5月15日

厚生労働省発社援 0515 第1号

第8次改正 平成26年3月20日

厚生労働省発社援 0320 第7号

第9次改正 平成27年2月3日

厚生労働省発社援 0203 第 6 号

第10次改正平成27年5月25日

厚生労働省発社援 0525 第 5 号

第11次改正平成28年1月21日

厚生労働省発社援 0121 第 6 号

第12次改正平成28年3月29日

厚生労働省発社援 0329 第 21 号

第13次改正 平成 2 9 年 2 月 1 日

厚生労働省発社援 0201 第 2 号

第14次改正平成29年3月30日

厚生労働省発社援 0330 第 13 号

第15次改正平成30年2月1日

厚生労働省発社援 0201 第8号

第16次改正 平成30年3月30日

厚生労働省発社援 0330 第 14 号

第17次改正平成31年2月1日

厚生労働省発社援 0201 第8号

第18次改正平成31年3月29日

厚生労働省発社援 0329 第7号

第19次改正 令 和 元 年 9 月 1 9 日

厚生労働省発社援 0919 第 4 号

第20次改正 令 和 2 年 2 月 2 5 日 厚生労働省発社援 0225 第 6 号 第21次改正 令 和 2 年 4 月 2 日 厚生労働省発社援0402第1号 第22次改正 令 和 3 年 2 月 8 日 厚生労働省発社援0208第1号 第23次改正 令 和 3 年 4 月 2 7 日 厚生労働省発社援 0427 第 3 号 第24次改正 令 和 4 年 3 月 3 0 日 厚生労働省発社援 0330 第 5 号 第25次改正令和4年12月16日 厚生労働省発社援1216第8号 第26次改正 令 和 5 年 3 月 2 8 日 厚生労働省発社援 0328 第 19 号 第27次改正 令和5年12月25日 厚生労働省発社援 1225 第8号

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核 市 市 長

厚生労働事務次官 (公印省略)

生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について

生活保護法(昭和25年法律第144号)第70条又は第71条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)においてその例によるものとされた生活保護法第70条又は第71条の規定により、市町村又は都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)が支弁する生活保護法第19条第1項の規定により行う保護(同条第5項の規定により委託を受けて行う保護を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第19条第1項の規定により行う支援給付に関する費用のうち、保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準については、別紙によることとされ平成20年4月1日から適用されることとなったので通知する。

なお、昭和 48 年 5 月 26 日厚生省社第 497 号本職通知「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」は廃止する。

おって、昭和19年度以前の生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準

1 通則

この基準は、生活保護法施行令(昭和 25 年政令第 148 号)第 10 条第 1 項及び 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた 生活保護法施行令第 10 条第 1 項の規定により、生活保護法(以下「法」という。) 第 75 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による ものとされた生活保護法第 75 条に規定する国庫負担金の交付の対象となる保護施 設事務費(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)による授産施設に対して交付する 施設事務費を含む。

以下同じ。)及び委託事務費の支弁の基準(以下「支弁基準」という。)を定めたものであること。

2 用語の定義

この支弁基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める。

- (1) 「保護施設事務費」及び「委託事務費」とは、法第70条又は第71条及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた 生活保護法第70条又は第71条の規定により、市町村又は都道府県が支弁すべき 保護施設事務費及び委託事務費((2)に規定するものを除く。以下同じ。)であって、施設事務費支弁基準額(委託事務費支弁基準額)に各月初日の入所(委託、 利用)実人員を乗じて得た額をいい、保護施設又はこれに準ずる施設の運営に必要な人件費及びその他事務の執行に伴う諸経費をいう。
- (2) 「日常生活支援委託事務費」とは、法第70条又は第71条の規定により、市町村又は都道府県が支弁すべき委託事務費のうち、日常生活支援住居施設に入所させ又は入所を委託した場合の委託事務費であって、日常生活支援委託事務費支弁基準額に委託入所延べ人数を乗じて得た額をいい、日常生活支援住居施設において提供する日常生活支援の実施に必要な人件費及びその他の諸経費をいう。
- (3) 「施設事務費支弁基準額」及び「委託事務費支弁基準額」とは、保護施設への 入所(委託、利用)及びこれに準ずる施設への委託を行う場合における入所(委 託、利用)者1人当たりの事務費月額単価であって、3の(1)及び4の定めるとこ ろにより、都道府県知事(指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。)が その施設について設定した額をいう。
- (4) 「日常生活支援委託事務費支弁基準額」とは、日常生活支援住居施設への入所 (委託)を行う場合における入所 (委託)者一人当たりの事務費日額単価であって、5の(1)の定めるところにより、都道府県知事がその施設について設定した額をいう。

- (5) 「取扱定員」とは、地方公共団体立の施設にあっては、条例等で定めた入所 (利用)人員をいい、法人立のものにあっては、法第 41 条第 2 項の規定により、 都道府県知事が認可した入所 (利用)人員(社会福祉法による授産施設にあって は、同法第 62 条第 1 項の規定により届出した利用人員)をいう。ただし、前年 度中に新たに事業を開始した施設を除き施設事務費支弁基準額を設定しようとする年度の前年度の各月初日の入所 (利用)人員の合計を 12 で除して得た月平均入所 (利用)人員 (小数点以下は切り捨て)が取扱定員に 1.1 を乗じて得た数を 超えるとき (取扱定員が 101 人以上の施設にあっては取扱定員に 10 を加えて得た数を超えるとき)はその月平均入所 (利用)人員をもって取扱定員とすること。
- (6) 「入所定員」とは、日常生活支援住居施設において、地方公共団体立のものに あっては条例等で定めた入所人員をいい、法人立の施設にあっては、法第 30 条 ただし書きの規定に基づき都道府県知事が認定した入所人員をいう。

3 保護施設事務費

(1) 施設事務費支弁基準額の設定方法

都道府県知事は、毎年度当初その管轄に属する保護施設の個々についてその所在する地域区分、取扱定員により、別表(1)に示す一般事務費単価に、その施設が次の表の第2欄に掲げる要件に該当するとき(第1欄の17を除く)は、それぞれ同表第3欄に掲げる単価を加算した額をもって、その年度における施設事務費支弁基準額として設定すること(円未満切捨て)。第1欄の17については、第2欄に掲げる要件に該当して実施する月において、加算して施設事務費支弁基準額として設定すること。なお、保護施設通所事業事務費については、一般事務費単価とは別に計上し、民間施設給与等改善費を加算した額をもって、その年度における施設事務費支弁基準額として設定する。

ただし、これにより難い場合は、厚生労働大臣に協議して承認を得た特別基準の額をもって施設事務費支弁基準額として設定すること。

なお、都道府県知事は、施設事務費支弁基準額を設定したときは、法第 19 条 に規定する保護の実施機関及び施設の長に対し、その旨通知すること。

費目の名称	設定の要件	適用される単価			
(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)			
1 寒冷地加算額	国家公務員の寒冷地手当に関する法律	別表(2) 事務費加算			
	(昭和 24 年法律第 200 号)及び寒冷地	額表の1から6に示す			
	手当支給規則(昭和 39 年総理府令第 33	加算額の合計額を当該			
	号) に定める地域に所在する場合	施設の取扱定員に12を			
		乗じて得た数により、			
		除して得た額(10円未			
		満四捨五入)を加算単			
		価とする。			

費目の名称	設定の要件	適用される単価
(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)
2 事務用冬期	北海道に所在する場合	(N) O (M)
採暖費		
3 ボイラー	「ボイラー及び圧力容器安全規則(昭	
技士雇上費	和 47 年労働省令第 33 号)」第1条第1	
	号に規定するボイラーを設置しておりボ	
	イラー技士の免許を有する者を雇上げる	
	場合	
4 機能回復	救護施設のうち「理学療法士及び作業	
訓練業務委	療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)」で	
託費	定める理学療法士又は作業療法士が、機	
	能回復訓練を原則として週1回以上行う	
	場合	
5 降灰除去費	活動火山対策特別措置法(昭和 48 年	
	7月24日法律第61号)第23条第1項	
	の規定に基づく降灰防除地域に所在する	
	施設の場合	
6 精神科医	救護施設及び更生施設の入所者に対す	
雇上費	る精神医学面の処遇の強化を図るため、	
	別途定めるところにより精神科医の雇上	
	げを必要とする施設の場合	
7 指導員加	1 救護施設のうち、精神障害者、知的	別表(2) 事務費加算
算費	障害者及び重度の身体障害者の現に入	額表の7
	所している入所者に対して占める割合	指導員加算単価
	の高い施設であって、別途定めるとこ	※指導員加算費につい
	ろにより指導員の増員を必要とするも	ては加算単価に加算
	のと認定される施設の場合	配置職員数を乗じた
	2 宿所提供施設のうち、生活指導等を	額とする。
	積極的に行い施設利用者の自立促進に	
	努力している施設であって別途定める	
	ところにより指導員の増員を必要とす	
	るものと認定される施設の場合	
	3 授産施設のうち、身体障害者、知的	
	障害者及び精神障害者の利用率が高い	
	施設であって、別途定めるところによ	
	り指導員の増員を必要とするものと認	
	定される施設の場合	

# # = 5 # 4!	30.45 - 77.61	·
費目の名称	設定の要件	適用される単価
(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)
8 看護師加	救護施設のうち、精神障害者、知的障	別表(2) 事務費加算
算費	害者及び重度の身体障害者の現に入所し	額表の8
	ている入所者に対して占める割合の高い	看護師加算単価
	施設であって、別途定めるところにより	
	看護師の増員を必要とするものと認定さ	
	れる施設の場合	
9 介護職員	1 救護施設のうち、食事、入浴、排泄	別表(2) 事務費加算
加算費	及び衣類の着脱のどれかの行為につい	額表の9
	て、全部又は一部の介助を必要とする	介護職員加算単価
	者の現に入所している入所者に対して	※介護職員加算費につ
	占める割合の高い施設であって、別途	いては加算単価に加
	定めるところにより介護職員の増員を	算配置職員数を乗じ
	必要とするものと認定される施設の場	た額とする。
	合	
	2 1の要件を満たさない施設のうち、	
	「精神障害」、「知的障害」及び「身	
	体障害」の障害を有する者の現に入所	
	している入所者の占める割合の高い施	
	設であって、別途定めるところにより	
	介護職員の増員を必要とするものと認	
	定される施設の場合	
	3 平成 16 年 12 月 14 日社援発第	
	1214002 号厚生労働省社会·援護局長	
	通知「救護施設におけるサテライト型	
	施設の設置運営について」に基づくサ	
	テライト型施設を設置する救護施設で	
	あって、別途定めるところにより介護	
	職員の増員を必要とするものと認定さ	
	れる施設の場合	
10 精神保健	救護施設のうち、精神障害者及び知的	別表(2) 事務費加算
福祉士加算費	障害者の現に入所している入所者に対し	額表の10
	て占める割合の高い施設であって、別途	精神保健福祉士加算単価
	定めるところにより精神保健福祉士の増	※精神保健福祉士加算
	員を必要とするものと認定される施設の	費については加算
	場合	単価に加算配置職
		員数を乗じた額と
		する。

# = 5 4	50. de o 75 M	·
費目の名称	設定の要件	適用される単価
(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)
11 保護施設	保護施設通所事業を実施している救護	別表(2) 事務費加算
通所事業事	施設又は更生施設であって、別途定める	額表の 11
務費	ところにより、事務費を必要とするもの	保護施設通所事業事務
	と認定された場合	費に示す単価
12 寝具乾燥	救護施設の毎年4月1日現在における	寝具乾燥消毒費加算
消毒費	被措置者につき加算	単価入所者1人当たり
		2,560円
13 施設機能	施設機能の充実強化を推進している施	当該施設にかかわる
強化推進費	設であって別途定めるところにより施設	認定額を当該施設の取
	機能強化推進費を必要とするものと認定	扱定員に12を乗じて得
	された場合	た数により除して得た
		額(10円未満四捨五
		入)を加算単価とす
		る。
14 入所者処遇	高齢者等を非常勤職員として雇用して	当該施設にかかわる
特別加算費	いる施設であって、別途定めるところに	認定額を当該施設の取
	より、入所者処遇特別加算が必要とする	扱定員で除して得た額
	ものと認定された場合で毎年3月1日現	(10円未満四捨五入)
	在における被措置者につき加算	
15 単身赴任	職員のうち単身赴任者が存する施設で	当該施設にかかわる
手当加算	あって、別途定めるところにより、単身	認定額を当該施設の取
	赴任手当加算が必要とするものと認定さ	扱定員で除して得た額
	れた場合	(10円未満四捨五入)
16 感染症対	感染症対策等に取り組む施設であっ	次の額を上限とする
策等体制整	て、別途定めるところにより、業務継続	所要額について当該施
備費	計画(BCP)の策定・改定、マニュア	設の取扱定員に12を乗
	ル等の策定・改定又は施設職員に対する	じて得た数により除し
	研修の実施のために必要と認定された場	て得た額(10円未満四
	合	捨五入)
		・救護施設、更生施設
		及び宿所提供施設に
		あっては150,000円
		・授産施設にあっては
		100,000 円
費目の名称	設定の要件	適用される単価
(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)
17 新型コロ	救護施設又は更生施設であって、新型	次の額を上限として
ナウイルス	コロナウイルス感染症等の施設内感染を	認定された経費を当該
感染症等感	防止するために、別途定めるところによ	施設の取扱定員に感染

染拡大防止	り、施設外での一時滞在場所の確保及び	防止見守り支援を実施
のための見	見守り支援を実施するために必要と認定	した暦月を乗じて得た
守り支援費	された場合	数により除して得た額
		(10円未満四捨五入)
		・施設外での一時滞在
		場所の確保に要する
		経費(日額)対象者
		1人当たり7,000円
		・見守り支援に要する
		人件費等の経費(日
		額)9,600円
18 民間施設	地方公共団体の経営する施設以外の施	一般事務費単価(本
給与等改善	設(ただし、昭和46年7月16日社庶第12	表の1~10、12~15に
費	1号厚生省社会局長、児童家庭局長通知	示す単価が加算される
	にいう社会福祉事業団等の経営施設を除	場合においては、これ
	く。)であって、別途定めるところによ	らの単価を加算した
	る施設の場合	額)×別途定めるとこ
		ろにより決定された加
		算率(10円未満四捨五
		入)
		ただし、加算率につ
		いては別に定めるとこ
		ろにより全部又は一部
		を減ずることができ
		る。
		また、11 保護施設
		通所事業事務費につい
		ては、一般事務費単価
		とは別に加算率を乗じ
		るものとする。
費目の名称	設定の要件	適用される単価
(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)
19 除雪費	豪雪地带対策特別措置法(昭和37年法	除雪費加算単価入所
	律第73号)第2条第2項の規定に基づく	者1人当たり 6,270円
	地域に所在する民間社会福祉施設(地方	
	公共団体の経営する施設以外の施設をい	
	う。)の場合で毎年2月1日現在におけ	
	る被措置者につき加算	

(2) 施設事務費支弁基準額の改正方法

当該施設の取扱定員に変更があった場合等における施設事務費支弁基準額の改定は、その事実が生じた日の属する月の翌月(その事実の生じた日が月の初日であるときはその月)から(1)の方法に準じて行うこと。

(3) 保護施設事務費の支弁方法

ア 一般入所者に関する保護施設事務費

市町村又は都道府県による保護施設事務費の支弁は次の(ア)及び(イ)の算式により算定した合算額をもって、原則として毎月行うものとすること。

(ア) 本人支払額のない場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額×その月初日の入所(委託、利用)実人員

(イ) 本人支払額のある場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額×その月初日の入所(委託、利用)実人員-本人支払額

ただし、新たに事業を開始した施設の場合には、事業開始後3ヶ月を経過する日の属する月まで、月の中途における入退所者にかかる保護施設事務費は、次の算式により算定した額とする。

(1)により設定した施設事務費支弁基準額×当該月の実入所(委託、利用)日数
30.日又は当該月の日数-本人支払額

イ 一時入所者に関する保護施設事務費

別に定めるところにより、一月を超えない期間を定めて入所する場合の市町村又は都道府県による保護施設事務費の支弁は次の(ア)及び(イ)の算式により算定した合算額をもって、原則として退所月の翌々月までに行うものとすること。

なお、この場合、当該者については、「ア 一般入所者に関する保護施設事務 費」の算定からは除くものとする。

(ア) 本人支払額のない場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額/30日(100円未満の端数は切り捨て)×実入所(委託、利用)日数

(イ) 本人支払額のある場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額/30 日(100円未満の端数は切り捨て)×実入所(委託、利用)日数-本人支払額

4 委託事務費の支弁方法

委託事務費の支弁は、3の(3)の施設事務費の支弁方法の例に準じて行うものとすること。

5 日常生活支援委託事務費

(1) 日常生活支援委託事務費支弁基準額の設定方法

都道府県知事は、毎年度当初その管轄に属する日常生活支援住居施設の個々について、その所在する地域区分、入所定員により、別表(3)に示す一般事務費単価に、その施設が次の表の第2欄に掲げる要件に該当するときは、それぞれ同表第3欄に掲げる単価を加算した額をもって、その年度における日常生活支援委託事務費支弁基準額として設定すること(円未満切捨て)。

日常生活支援委託事務費支弁基準額を設定する際は、入所者から受領する基本サービス費(「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年厚生労働省令34号)第16条第1項第6号に規定する基本サービス費をいう。)の金額が入所者1人当たり月額7,000円以内であることを要件とする。

なお、都道府県知事は、日常生活支援委託事務費支弁基準額を設定したときは、 法第19条に規定する保護の実施機関及び施設の長に対し、その旨通知すること。

(別添)

費目の名称	設定の要件	適用される単価
(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)
支援体制加算 I	- 次のいずれの要件も満たすものとして、都道府 - ***********************************	別表(4) 事務費
(10:1)	 県知事が認定していること。	加算表の1
	1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、	 支援体制加算Ⅰの
	常勤換算方法で入所定員を 10 で除して得た数	単価
	以上であること。	1 11004
	2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者	
	について、全入所者に占める割合が25%以上で	
	あること。	
支援体制加算Ⅱ	次のいずれの要件も満たすものとして都道府県	別表(4) 事務費
(7.5:1)	知事が認定していること。	加算表の 2
	1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、	支援体制加算Ⅱの
	常勤換算方法で入所定員を 7.5 で除して得た数	単価
	以上であること。	
	2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者	
	数について、全入所者数に占める割合が50%以	
	上であること。	
支援体制加算Ⅲ	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府	別表(4) 事務費
(5:1)	県知事が認定していること。	加算表の3
	1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、	支援員体制加算Ⅲ
	常勤換算方法で、入所定員を5で除して得た数	の単価
	以上であること。	
	2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者	
	数について、全入所者数に占める割合が50%以	
宿直体制加算	上であること。	□□ = /4/
旧巨件的加昇	次のいずれの要件を満たすものとして、都道府	別表(4) 事務費
	│県知事が認定していること。 │1 夜間及び深夜の時間帯において、宿直等によ	加算表の4
	1 夜間及び深夜の時間帯において、宿直等によ り入所者への対応ができる体制を整えているこ	宿直体制加算の単
	り入別有べの対応ができる体制を登えていること。	価
	^{こ。} 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者	
	2 別に足める重点的安文張者に該当する八別名 数について、全入所者数に占める割合が50%以	
	女にういて、主人別有数に自める司占が30/0人 上であること。	
	1 Ca) 2 C C 0	

- (2) 日常生活支援委託事務費支弁基準額の改定及び減算の方法
 - ア 当該施設の入所定員に変更があった場合等における日常生活支援委託事務費支 弁基準額の改定は、その事実が生じた日の属する月の翌月(その事実の生じた日 が月の初日であるときはその月)から(1)の方法に準じて行うこと。
 - イ 当該施設の職員配置について人員欠如が生じた場合における日常生活支援委託 事務費の減算は、その事実が生じた月の翌月から人員欠如が解消されるに至った 月まで、当該施設の入所者全員について、別に定める方法によって行うこと。
 - ウ 当該施設において、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合における 日常生活支援委託事務費の減算は、その事実が生じた月から解消されるに至った 月の前月まで、該当する入所者について、別に定める方法によって行うこと。
- (3) 日常生活支援委託事務費の支弁方法

市町村又は都道府県による日常生活支援委託事務費の支弁は、次のア及びイの算式により算定した合算額をもって、原則として毎月行うものとすること。

ア 本人支払額のない場合

(1)により設定した日常生活支援委託事務費支弁基準額×当該月の委託入所延べ 人数

イ 本人支払額のある場合

(1)により設定した日常生活支援委託事務費支弁基準額×当該月の委託入所延べ 人数-本人支払額

令和5年4月1日から適用

		_
1	救灌協設	

弗 】 拟 護								(単位:円)
取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
30人以下	282,100	274,100	272,000	266,000	262,000	253,900	247,900	241,900
31-40	243,400	236,400	234,600	229,400	225,900	218,900	213,700	208,400
41-50	203,900	198,100	196,600	192,200	189,200	183,300	178,900	174,500
51-60	192,300	186,700	185,300	181,100	178,400	172,800	168,600	164,400
61-70	183,200	177,800	176,500	172,500	169,900	164,500	160,500	156,600
71-80	174,300	169,200	167,900	164,100	161,500	156,400	152,600	148,800
81-90	169,100	164,100	162,900	159,200	156,700	151,800	148,100	144,400
91-100	165,100	160,300	159,100	155,400	153,000	148,200	144,600	141,000
101-110	158,000	153,400	152,300	148,900	146,600	142,000	138,600	135,100
111-120	158,000	153,300	152,200	148,700	146,400	141,800	138,300	134,800
121-130	155,700	151,200	150,000	146,600	144,300	139,700	136,300	132,900
131-140	153,500	149,000	147,900	144,500	142,300	137,700	134,400	131,000
141-150	154,900	150,300	149,200	145,800	143,500	138,900	135,500	132,100
151-160	157,000	152,400	151,200	147,800	145,500	140,800	137,400	133,900
161-170	151,600	147,100	146,000	142,700	140,400	136,000	132,600	129,300
171-180	150,400	145,900	144,800	141,500	139,300	134,900	131,500	128,200
181-190	152,400	147,900	146,800	143,400	141,200	136,700	133,300	130,000
191-200	148,000	143,700	142,600	139,300	137,100	132,800	129,500	126,200
201-210	149,300	145,000	143,900	140,600	138,400	134,100	130,800	127,500
211-220	150,600	146,200	145,100	141,800	139,600	135,100	131,800	128,500
221-230	148,100	143,700	142,700	139,400	137,200	132,900	129,600	126,300
231-240	147,300	143,000	141,900	138,700	136,500	132,200	128,900	125,700
241-250	146,600	142,300	141,200	138,000	135,800	131,500	128,300	125,000
251-260	145,300	141,000	140,000	136,700	134,600	130,300	127,100	123,900
261-270	144,700	140,400	139,300	136,100	134,000	129,800	126,600	123,400
271人以上	144,100	139,900	138,800	135,600	133,500	129,300	126,100	122,900

¹ 地域区分は、次によること。

- (1)「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(以下「人事院規則」という。 別表第1(第2条、第3条関係)(以下、「別表第1」という。)の支給割合が1級地とされている地域とする。
- (2)「16/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が2級地とされている地域とする。
- (3)「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が3級地とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
- (4)「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が4級地とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。
- (5)「10/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が5級地とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、 四街道市、小金井市、東久留米市、寒川町、逗子市、摂津市、松原市、川西市、広島県府中町とする。
- (6)「6/100」とは、人事院規則別表第一の支給割合が6級地とされている地域(東久留米市を除く。)及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、 大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。
- (7)「3/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が7級地とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四篠畷市、生駒郡斑鳩町とする。
- 2 定員111人以上の施設にあっては、次の表の適用区分による医師人件費単価を加える。
- 3 サテライト型施設を設置している場合には、本体施設とサテライト型施設のそれぞれの定員の合計を取扱定員とする。

医師人件費単価 (単位:円)

級地区分	1級地とさ	れる地域	2級地とさ	れる地域	3級地とさ	れる地域	4級地とさ	れる地域	5級地とさ	れる地域	6級地とさ	れる地域	7級地とさ	られる地域	七	
地域区分	20/	100	16/	100	15/	100	12/	100	10/	100	6/1	100	3/	100	左記以外の地域	
取扱定員	常勤医師	常勤医師で	常勤医師	常勤医師で	常勤医師	常勤医師で	常勤医師	常勤医師で	常勤医師	常勤医師で	常勤医師	常勤医師で	常勤医師	常勤医師で	常勤医師	常勤医師で
	の場合	ない場合	の場合	ない場合	の場合	ない場合	の場合	ない場合	の場合	ない場合	の場合	ない場合	の場合	ない場合	の場合	ない場合
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
111-120	8,600	2,900	8,400	2,800	8,300	2,800	8,800	3,000	9,300	3,100	9,100	3,100	8,900	3,000	8,700	2,900
121-130	7,900	2,700	7,700	2,600	7,700	2,600	8,100	2,700	8,600	2,900	8,400	2,800	8,200	2,800	8,100	2,700
131-140	7,400	2,500	7,200	2,400	7,100	2,400	7,600	2,600	8,000	2,700	7,800	2,600	7,600	2,600	7,500	2,500
141-150	6,900	2,300	6,700	2,300	6,700	2,300	7,100	2,400	7,400	2,500	7,300	2,500	7,100	2,400	7,000	2,400
151-160	6,500	2,200	6,300	2,100	6,200	2,100	6,600	2,200	7,000	2,400	6,800	2,300	6,700	2,300	6,600	2,200
161-170	6,100	2,100	5,900	2,000	5,900	2,000	6,200	2,100	6,600	2,200	6,400	2,200	6,300	2,100	6,200	2,100
171-180	5,700	1,900	5,600	1,900	5,600	1,900	5,900	2,000	6,200	2,100	6,100	2,100	6,000	2,000	5,800	2,000
181-190	5,400	1,800	5,300	1,800	5,300	1,800	5,600	1,900	5,900	2,000	5,700	1,900	5,600	1,900	5,500	1,900
191-200	5,200	1,800	5,000	1,700	5,000	1,700	5,300	1,800	5,600	1,900	5,500	1,900	5,400	1,800	5,300	1,800
201-210	4,900	1,700	4,800	1,600	4,800	1,600	5,100	1,700	5,300	1,800	5,200	1,800	5,100	1,700	5,000	1,700
211-220	4,700	1,600	4,600	1,600	4,600	1,600	4,800	1,600	5,100	1,700	5,000	1,700	4,900	1,700	4,800	1,600
221-230	4,500	1,500	4,400	1,500	4,400	1,500	4,600	1,600	4,900	1,700	4,800	1,600	4,700	1,600	4,600	1,600
231-240	4,300	1,500	4,200	1,400	4,200	1,400	4,400	1,500	4,700	1,600	4,600	1,600	4,500	1,500	4,400	1,500
241-250	4,100	1,400	4,000	1,400	4,000	1,400	4,300	1,500	4,500	1,500	4,400	1,500	4,300	1,500	4,200	1,400
251-260	4,000	1,400	3,900	1,300	3,900	1,300	4,100	1,400	4,300	1,500	4,200	1,400	4,100	1,400	4,100	1,400
261-270	3,800	1,300	3,700	1,300	3,700	1,300	3,900	1,300	4,200	1,400	4,100	1,400	4,000	1,400	3,900	1,300
271人以上	3,700	1,300	3,600	1,200	3,600	1,200	3,800	1,300	4,000	1,400	3,900	1,300	3,800	1,300	3,800	1,300
(分)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	

(注)

- 1 級地区分は、人事院規則9-49別表第1によるものとする。
- ただし、東久留米市及び別表第1に支給地域が規定されていない地域は以下の級地とみなす。
 - ・習志野市、八千代市は3級地とみなす。
 - ・綾瀬市、海老名市、座間市、高石市は4級地とみなす。
 - ・鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、東久留米市、寒川町、逗子市、摂津市、松原市、川西市、広島県府中町は5級地とみなす。
 - ・狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市は6級地とみなす。
 - ・稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四篠畷市、生駒郡斑鳩町は7級地とみなす。
- 2 地域区分は、前表の区分と同じ。
- 3 常勤医師の場合、常勤医師でない場合の単価の適用区分については、別に定める場合による。

令和5年4月1日から適用

第2 更生施設 (単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
30人以下	199,700	194,200	192,800	188,700	186,000	180,500	176,400	172,300
31-40	164,500	160,000	158,900	155,400	153,200	148,600	145,200	141,800
41-50	140,900	137,000	136,000	133,000	131,000	127,100	124,100	121,200
51-60	118,700	115,400	114,600	112,100	110,400	107,100	104,600	102,100
61-70	102,000	99,100	98,400	96,300	94,800	92,000	89,900	87,700
71-80	89,400	86,900	86,300	84,400	83,100	80,700	78,800	76,900
81-90	79,600	77,400	76,800	75,200	74,000	71,800	70,200	68,500
91-100	76,400	74,200	73,700	72,100	71,000	68,900	67,300	65,700
101-110	69,800	67,900	67,400	65,900	64,900	63,000	61,500	60,000
111-120	64,100	62,300	61,900	60,500	59,600	57,800	56,500	55,100
121-130	59,300	57,600	57,200	56,000	55,100	53,500	52,200	51,000
131-140	55,100	53,600	53,200	52,100	51,300	49,700	48,600	47,400
141-150	55,600	54,100	53,700	52,600	51,800	50,300	49,100	47,900
151-160	56,800	55,200	54,800	53,600	52,900	51,300	50,100	48,900
161-170	53,600	52,100	51,700	50,600	49,800	48,300	47,200	46,100
171-180	52,300	50,800	50,400	49,300	48,600	47,100	46,000	44,800
181-190	49,600	48,200	47,800	46,800	46,100	44,700	43,600	42,500
191-200	50,000	48,600	48,200	47,100	46,400	45,000	43,900	42,900
201-210	48,400	47,000	46,700	45,700	45,000	43,600	42,600	41,600
211-220	48,900	47,500	47,200	46,100	45,400	44,100	43,000	42,000
221-230	48,800	47,400	47,100	46,100	45,400	44,000	42,900	41,900
231-240	48,100	46,700	46,300	45,300	44,600	43,200	42,200	41,200
241-250	46,200	44,900	44,500	43,500	42,900	41,500	40,600	39,600
251-260	46,600	45,300	44,900	43,900	43,300	41,900	40,900	39,900
261-270	47,100	45,700	45,400	44,400	43,700	42,300	41,300	40,300
271人以上	45,500	44,100	43,800	42,800	42,200	40,900	39,900	38,900

⁽注) 地域区分は、第1救護施設に準ずる。

令和5年4月1日から適用

第3 宿所提供施設 (単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
30人以下	57,500	55,900	55,500	54,300	53,500	51,900	50,700	49,600
31-40	43,200	42,000	41,700	40,800	40,200	39,000	38,200	37,300
41-50	34,600	33,700	33,500	32,700	32,300	31,300	30,600	29,900
51-60	28,900	28,100	27,900	27,300	26,900	26,200	25,600	25,000
61-70	24,900	24,200	24,000	23,500	23,200	22,500	22,000	21,500
71-80	21,800	21,200	21,000	20,600	20,300	19,700	19,300	18,800
81-90	19,400	18,900	18,800	18,400	18,100	17,600	17,200	16,800
91-100	17,500	17,000	16,900	16,600	16,300	15,800	15,500	15,100
101-110	16,000	15,500	15,400	15,100	14,900	14,400	14,100	13,800
111-120	14,700	14,300	14,200	13,900	13,700	13,300	13,000	12,700
121-130	13,600	13,200	13,100	12,800	12,600	12,300	12,000	11,700
131-140	12,600	12,300	12,200	11,900	11,800	11,400	11,200	10,900
141-150	11,800	11,500	11,400	11,200	11,000	10,700	10,500	10,200
151-160	11,100	10,800	10,700	10,500	10,300	10,000	9,800	9,600
161-170	10,500	10,200	10,100	9,900	9,800	9,500	9,300	9,100
171-180	9,900	9,600	9,600	9,400	9,200	9,000	8,800	8,600
181-190	9,400	9,100	9,100	8,900	8,800	8,500	8,300	8,100
191-200	8,900	8,700	8,600	8,500	8,300	8,100	7,900	7,800
201-210	10,600	10,300	10,200	10,000	9,900	9,600	9,400	9,100
211人以上	10,100	9,900	9,800	9,600	9,400	9,200	9,000	8,700

⁽注) 地域区分は、第1救護施設に準ずる。

令和5年4月1日から適用

第4 授産施設 (単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
20人以下	95,300	92,500	91,900	89,800	88,400	85,700	83,600	81,600
21-30	88,100	85,400	84,700	82,600	81,200	78,400	76,300	74,200
31-40	66,300	64,200	63,600	62,100	61,000	58,900	57,400	55,800
41-50	64,700	62,700	62,200	60,700	59,700	57,600	56,100	54,600
51-60	64,600	62,600	62,100	60,600	59,600	57,600	56,000	54,500
61-70	61,300	59,400	58,900	57,400	56,500	54,600	53,100	51,700
71-80	58,800	56,900	56,500	55,100	54,200	52,300	50,900	49,500
81-90	58,600	56,800	56,300	54,900	54,000	52,200	50,800	49,400
91人以上	52,800	51,100	50,700	49,500	48,700	47,000	45,800	44,500
家庭授産	6,500	6,300	6,200	6,100	6,000	5,800	5,600	5,500

⁽注)地域区分は、第1救護施設に準ずる。

別表(2)

事務費加算表

1 寒冷地加算額

当該施設の取扱定員に支給地域の区分ごとに次の額を乗じて得た額

施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地
救 護	円 22 , 680	円 20,400	円 20,040	円 15,960
更 生	12,240	10,920	10,800	8,520
宿 提	3,240	3,000	2,880	2,280
授 産	12,000	10,800	10,680	8,400

注:表中の1級地から4級地は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号) 第一条第一号及び第二号に定める地域とする。

2 事務用冬期採暖費加算額

1施設当たり年額

取扱定員×2,310円

3 ボイラー技士雇上費加算額

1施設当たり年額

2,655,180円

4 機能回復訓練業務委託費加算額

1施設当たり年額

338,620円

5 降灰除去費

1施設当たり年額

164,890円

6 精神科医雇上費加算額

(1)救護施設

加算回数	月1回	月3回	月4回	月5回	月6回	月7回
1施設当たり加 算年額	円 179,120	円 537,360	円 716,480	円 895,600	円 1,074,720	円 1,253,840

(2) 更生施設

1施設当たり年額

358,240 円

7 指導員加算(入所者(利用者)1人当たり月額)

ア 救護施設

令和5年4月1日から適用

								(単位:円)
取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
50人以下	11,900	11,600	11,500	11,200	11,000	10,600	10,400	10,100
51-60	10,000	9,600	9,600	9,300	9,200	8,900	8,600	8,400
61-70	8,500	8,300	8,200	8,000	7,900	7,600	7,400	7,200
71-80	7,500	7,300	7,200	7,000	6,900	6,700	6,500	6,300
81-90	6,700	6,500	6,500	6,300	6,200	6,000	5,800	5,700
91-100	6,000	5,900	5,800	5,700	5,600	5,400	5,300	5,100
101-110	5,500	5,300	5,300	5,200	5,100	4,900	4,800	4,700
111-120	5,000	4,800	4,800	4,700	4,600	4,500	4,300	4,200
121-130	4,700	4,500	4,500	4,400	4,300	4,200	4,100	3,900
131-140	4,300	4,200	4,200	4,100	4,000	3,900	3,800	3,700
141-150	4,000	3,900	3,900	3,800	3,700	3,600	3,500	3,400
151-160	3,800	3,700	3,700	3,600	3,500	3,400	3,300	3,200
161-170	3,600	3,500	3,400	3,400	3,300	3,200	3,100	3,000
171-180	3,400	3,300	3,200	3,200	3,100	3,000	2,900	2,900
181-190	3,200	3,100	3,100	3,000	3,000	2,900	2,800	2,700
191-200	3,000	3,000	2,900	2,900	2,800	2,700	2,700	2,600
201-210	2,900	2,800	2,800	2,700	2,700	2,600	2,500	2,500
211-220	2,800	2,700	2,700	2,600	2,600	2,500	2,400	2,400
221-230	2,700	2,600	2,600	2,500	2,500	2,400	2,300	2,300
231-240	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,300	2,200	2,200
241-250	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,200	2,100	2,100
251-260	2,400	2,300	2,300	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000
261-270	2,300	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000	2,000	1,900
271人以上	2,200	2,100	2,100	2,100	2,000	2,000	1,900	1,900

⁽注)地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

イ 宿所提供施設

令和5年4月1日から適用

								(七)(1)
取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
50人以下	11,700	11,400	11,300	11,000	10,800	10,500	10,200	9,900
51-60	9,800	9,500	9,400	9,200	9,000	8,700	8,500	8,300
61-70	8,400	8,100	8,100	7,900	7,700	7,500	7,300	7,100
71-80	7,300	7,100	7,100	6,900	6,800	6,600	6,400	6,200
81-90	6,500	6,300	6,300	6,100	6,000	5,800	5,700	5,500
91-100	5,900	5,700	5,700	5,500	5,400	5,300	5,100	5,000
101-110	5,400	5,200	5,200	5,000	4,900	4,800	4,700	4,500
111-120	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500	4,400	4,300	4,200
121-130	4,500	4,400	4,400	4,300	4,200	4,100	4,000	3,900
131-140	4,200	4,100	4,100	4,000	3,900	3,800	3,700	3,600
141-150	3,900	3,800	3,800	3,700	3,600	3,500	3,400	3,300
151-160	3,700	3,600	3,600	3,500	3,400	3,300	3,200	3,100
161-170	3,500	3,400	3,300	3,300	3,200	3,100	3,000	3,000
171-180	3,300	3,200	3,200	3,100	3,000	2,900	2,900	2,800
181-190	3,100	3,000	3,000	2,900	2,900	2,800	2,700	2,700
191-200	3,000	2,900	2,900	2,800	2,700	2,700	2,600	2,500
201-210	2,800	2,700	2,700	2,700	2,600	2,500	2,500	2,400
211人以上	2,700	2,600	2,600	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300

⁽注)地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

ウ 授産施設(その1 常勤職員を配置した場合)

令和5年4月1日から適用

(単位:円)

								(1 五・1 4/
取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
20人以下	29,100	28,200	28,000	27,300	26,900	26,000	25,300	24,600
21-30	19,400	18,800	18,700	18,200	17,900	17,300	16,900	16,400
31-40	14,600	14,100	14,000	13,700	13,500	13,000	12,700	12,300
41-50	11,700	11,300	11,200	10,900	10,800	10,400	10,100	9,900
51-60	9,700	9,400	9,400	9,100	9,000	8,700	8,500	8,200
61-70	8,300	8,100	8,000	7,800	7,700	7,500	7,300	7,100
71-80	7,300	7,100	7,000	6,900	6,800	6,500	6,400	6,200
81-90	6,500	6,300	6,300	6,100	6,000	5,800	5,700	5,500
91人以上	5,900	5,700	5,600	5,500	5,400	5,200	5,100	5,000

⁽注)地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

授産施設(その2 常勤職員と非常勤職員を配置した場合)

令和5年4月1日から適用

								(中江・11)
取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
20人以下	38,100	37,200	37,000	36,300	35,900	35,000	34,300	33,600
21-30	25,400	24,800	24,700	24,200	23,900	23,300	22,900	22,400
31-40	19,100	18,600	18,500	18,200	18,000	17,500	17,200	16,800
41-50	15,300	14,900	14,800	14,500	14,400	14,000	13,700	13,500
51-60	12,700	12,400	12,400	12,100	12,000	11,700	11,500	11,200
61-70	10,800	10,600	10,500	10,300	10,200	10,000	9,800	9,600
71-80	9,500	9,300	9,200	9,100	9,000	8,700	8,600	8,400
81-90	8,500	8,300	8,300	8,100	8,000	7,800	7,700	7,500
91人以上	7,700	7,500	7,400	7,300	7,200	7,000	6,900	6,800

⁽注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

8 看護師加算(入所者(利用者)1人当たり月額)

救護施設

令和5年4月1日から適用

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
50人以下	12,000	11,600	11,500	11,200	11,100	10,700	10,400	10,100
51-60	10,000	9,700	9,600	9,400	9,200	8,900	8,700	8,500
61-70	8,600	8,300	8,200	8,000	7,900	7,700	7,500	7,300
71-80	7,500	7,300	7,200	7,100	6,900	6,700	6,500	6,400
81-90	6,700	6,500	6,400	6,300	6,200	6,000	5,800	5,700
91-100	6,000	5,800	5,800	5,700	5,600	5,400	5,200	5,100
101-110	5,500	5,300	5,300	5,100	5,100	4,900	4,800	4,600
111-120	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500	4,400	4,300
121-130	4,600	4,500	4,500	4,400	4,300	4,100	4,000	3,900
131-140	4,300	4,200	4,200	4,100	4,000	3,900	3,800	3,700
141-150	4,000	3,900	3,900	3,800	3,700	3,600	3,500	3,400
151-160	3,800	3,700	3,600	3,600	3,500	3,400	3,300	3,200
161-170	3,600	3,500	3,400	3,300	3,300	3,200	3,100	3,000
171-180	3,400	3,300	3,200	3,200	3,100	3,000	2,900	2,900

⁽注)地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

9 介護職員加算(入所者(利用者)1人当たり月額)

救護施設

令和5年4月1日から適用

								(単位:円)
取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
50人以下	12,200	11,800	11,700	11,400	11,300	10,900	10,600	10,300
51-60	10,200	9,900	9,800	9,500	9,400	9,100	8,800	8,600
61-70	8,700	8,500	8,400	8,200	8,100	7,800	7,600	7,400
71-80	7,700	7,400	7,400	7,200	7,100	6,800	6,600	6,500
81-90	6,900	6,600	6,600	6,400	6,300	6,100	6,000	5,800
91-100	6,200	6,000	5,900	5,800	5,700	5,500	5,400	5,200
101-110	5,600	5,400	5,400	5,300	5,200	5,000	4,900	4,800
111-120	5,200	5,000	5,000	4,800	4,800	4,600	4,500	4,400
121-130	4,800	4,600	4,600	4,500	4,400	4,300	4,100	4,000
131-140	4,400	4,300	4,300	4,200	4,100	4,000	3,900	3,700
141-150	4,100	4,000	4,000	3,900	3,800	3,700	3,600	3,500
151-160	3,900	3,800	3,700	3,600	3,600	3,500	3,400	3,300
161-170	3,700	3,500	3,500	3,400	3,400	3,300	3,200	3,100
171-180	3,500	3,300	3,300	3,200	3,200	3,100	3,000	2,900
181-190	3,300	3,200	3,100	3,100	3,000	2,900	2,800	2,800
191-200	3,100	3,000	3,000	2,900	2,900	2,800	2,700	2,600
201-210	3,000	2,900	2,900	2,800	2,700	2,700	2,600	2,500
211-220	2,800	2,700	2,700	2,700	2,600	2,500	2,500	2,400
221-230	2,700	2,600	2,600	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300
231-240	2,600	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300	2,300	2,200
241-250	2,500	2,400	2,400	2,300	2,300	2,200	2,200	2,100
251-260	2,400	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,100	2,000
261-270	2,300	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000	2,000
271人以上	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000	1,900	1,900

⁽注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

10 精神保健福祉士加算(入所者(利用者)1人当たり月額) 救護施設

令和5年4月1日から適用

								(単位:円)
取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
50人以下	12,100	11,800	11,700	11,400	11,200	10,800	10,500	10,300
51-60	10,100	9,800	9,700	9,500	9,300	9,000	8,800	8,600
61-70	8,700	8,400	8,300	8,100	8,000	7,700	7,500	7,300
71-80	7,600	7,400	7,300	7,100	7,000	6,800	6,600	6,400
81-90	6,800	6,600	6,600	6,400	6,300	6,100	5,900	5,800
91-100	6,100	6,000	5,900	5,800	5,700	5,500	5,300	5,200
101-110	5,600	5,400	5,400	5,200	5,200	5,000	4,900	4,700
111-120	5,100	4,900	4,900	4,800	4,700	4,500	4,400	4,300
121-130	4,700	4,600	4,600	4,400	4,400	4,200	4,100	4,000
131-140	4,400	4,300	4,200	4,100	4,100	3,900	3,800	3,700
141-150	4,100	4,000	4,000	3,900	3,800	3,700	3,600	3,500
151-160	3,900	3,700	3,700	3,600	3,600	3,400	3,400	3,300
161-170	3,600	3,500	3,500	3,400	3,400	3,200	3,200	3,100
171-180	3,400	3,300	3,300	3,200	3,200	3,100	3,000	2,900
181-190	3,300	3,200	3,100	3,100	3,000	2,900	2,800	2,800
191-200	3,100	3,000	3,000	2,900	2,900	2,800	2,700	2,600
201-210	3,000	2,900	2,800	2,800	2,700	2,600	2,600	2,500
211-220	2,800	2,700	2,700	2,600	2,600	2,500	2,500	2,400
221-230	2,700	2,600	2,600	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300
231-240	2,600	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300	2,300	2,200
241-250	2,500	2,400	2,400	2,300	2,300	2,200	2,200	2,100
251-260	2,400	2,300	2,300	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000
261-270	2,300	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000	2,000
271人以上	2,200	2,200	2,100	2,100	2,100	2,000	1,900	1,900

⁽注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

11 保護施設通所事業単価(入所者(利用者)1人当たり月額)

ア 通所訓練

令和5年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
救護施設	129, 200	125, 500	124, 500	121, 700	119, 900	116, 100	113, 300	110, 500
更生施設	124, 700	121, 100	120, 300	117, 600	115, 800	112, 200	109, 500	106, 900

(注)地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

イ 訪問指導

令和5年4月1	日から適用	

利用者1人当たり月額	23, 400	
------------	---------	--

別表(3) 日常生活支援住居施設 一般事務費単価表(日額)

(単位:円)

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
15人以下	960	920	910	880	860	830	800	770
16-20	860	830	820	790	770	740	710	690
21-30	710	680	670	650	630	610	580	560
31-40	820	790	780	750	740	700	680	650
41-50	720	690	680	660	640	610	590	570
51-60	650	620	620	600	580	550	530	510
61-70	720	690	680	660	640	610	590	570
71-80	670	640	630	610	600	570	550	530
81人以上	630	610	600	580	570	540	520	490

(注)

- 1 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。
- 2 次のいずれかに該当する場合に、一般事務費単価表の額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 日常生活支援住居施設において置くべき生活支援員の員数を満たしていない場合 100分の70(生活支援員の員数を満たしていない 状態が3月以上継続している場合は、100分の50)
 - (2) 個別支援計画の策定が行われていない場合 100分の70 (個別支援計画が策定されていない状態が3月以上継続している場合は、100分の50)
- 3 日常生活支援委託事務費の算定については、当該施設において利用者から受領する基本サービス費の金額が1人あたり月額7,000円以内であることを要件とする。

別表 (4)

1 支援体制加算 I 入所者1人あたり日額

(単位:円)

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10:1	290	280	270	270	260	250	240	240

2 支援体制加算Ⅱ 入所者1人あたり日額

(単位:円)

- 7 C TO 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	<u> </u>	27 (0)/(C) 1 H/						
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
7.5:1	570	560	550	540	530	510	490	480

3 支援体制加算Ⅲ 入所者1人あたり日額

(単位:円)

。								·
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
5:1	1,140	1,110	1,100	1,070	1,050	1,010	980	950

4 宿直体制加算 入所者1人あたり日額

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10人以下	510	490	490	480	470	450	440	420
11-15	340	330	330	320	310	300	290	280
16-20	260	250	250	240	240	230	220	220
21-25	200	200	200	190	190	180	170	170
26-30	170	160	160	160	160	150	150	140

⁽注)地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。